

# 自家発 Q & A 8

## 自家発電設備の設置等に関する規制（その1）

自家発電設備を建築物に設置する場合、「建築基準法」「消防関係法」により、設置条件等に関する規制を受けます。11月号では建築基準法上の設置条件等について紹介します。

Q 1

建築物に自家発電設備を設置する場合、「建築基準法」ではどのような規制を受けることになりますか。

A 1

「建築基準法」は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定めた法律です。建築基準法の構成は、個々の建築物に関する構造や設備など建物の性能を定めた単体規定と、都市計画的な内容を定めた集団規定とに分けられています。建築基準法では、自家発電設備の設置については単体規定と集団規定の両方が適用されています。建築物に貯蔵される発電設備の燃料についても規制されています。

Q 2

自家発電設備の設置に関して、建築基準法の単体規定ではどのような規制を受けますか。

A 2

建築基準法（※1）では、一定数量以上の危険物物品を貯蔵したり、処理する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物にしなければならないとされ、この危険物品の種類及び数量として、建築基準法施行令（※2）において消防法で規定する危険物は指定数量（※3）の10倍、可燃性ガスは700㎡、圧縮ガスについては7,000㎡と定められています。このことから、燃料タンクに指定数量の10倍を超える石油類が貯蔵される自家発電設備は、耐火構造又は準耐火構造を有する建築物でなければ設置できないこととなります。

※1：建築基準法第27条第3項第2号

※2：建築基準法施行令第116条

※3：危険物の規制に関する政令別表第三により、石油類の指定数量が次のとおり定められている。

第一石油類（ガソリン等） …… 200L

第二石油類（軽油、灯油等） …… 1,000L

第三石油類（重油等） …… 2,000L

第四石油類（ギア油等） …… 6,000L

自家発電設備の設置に関して、建築基準法の集団規定ではどのような規制を受けますか。

集団規定の一つとして、建築物の用途規制があります。用途規制では、用途地域における危険物規制として、各用途地域に応じて危険物を貯蔵する際の制限が課せられています。それにより、自家発電設備に使用される燃料の貯蔵についてもその量が規制されています。この規制は次の「1」及び「2」のとおり定められています。

## 1. 用途規制の対象となる地域

「都市計画法（※4）」により、用途地域が12種類に分類されています。そして、用途地域ごとに、建てられる建築物の種類、容積及び高さなどについて「建築基準法（※5）」により、「表1」のとおり、定められています。

※4：都市計画法第9条～第11条

※5：建築基準法第48条、建築基準法別表第2

表1 用途地域における建築物の制限

用途地域	建築物の制限
第一種低層住居専用地域	低層住居の良好な環境を守るための地域。小規模な店舗、事務所を兼ねた住宅、小中学校などは建てられる。
第二種低層住居専用地域	主に低層住居の良好な環境を守るための地域。小中学校のほか、150㎡までの一定の店舗などは建てられる。
第一種中高層住居専用地域	中高層住居の良好な環境を守るための地域。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などは建てられる。
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住居の良好な環境を守るための地域。病院、大学などのほか1,500㎡までの一定の店舗、事務所などは建てられる。
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられる。
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。
近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買物などをする店舗等の業務の利便の増進を図る地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域。住宅や小規模の工場も建てられる。
準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設の業務の利便を図る地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。
工業地域	主に工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられる。住宅や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
工業専用地域	もっぱら工業の業務の利便の増進を図る地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

## 2. 用途地域に応じた危険物の貯蔵の規制

用途規制の対象となる危険物は、単体規制の場合と同じです。この危険物に対する用途地域における規制として、「**建築基準法施行令（※6）**」により、用途地域に応じ、危険物を貯蔵する場合の制限量が定められ、制限量以下にすることとされています。自家発電設備の燃料として使用される石油類については地下タンクに貯蔵される場合を除き、「表2」に示す用途地域別に制限量が定められています。これを超える量は貯蔵できないとされています。

※6：建築基準法施行令第116条、同施行令第130条の9

表2 石油類の貯蔵の制限量

用途地域 / 危険物の種類	第二石油類 (灯油・軽油)	第三石油類 (重油)	備考
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	貯蔵できない（※7）		——
第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	5,000 ℓ	10,000 ℓ	指定数量の5倍
近隣商業地域 商業地域	10,000 ℓ	20,000 ℓ	指定数量の10倍
準工業地域	50,000 ℓ	100,000 ℓ	指定数量の50倍
工業地域 工業専用地域 指定なし	貯蔵制限なし		——

※7：これらの専用地域内においては、原則として危険物の貯蔵又は処理に供する専用建築物は設置できないが、建築許可を受けた学校等における給湯ボイラー、非常用自家発電設備の附属設備等については設置できるとされています。

なお、第二石油類と第三石油類を同一敷地内で貯蔵する場合は、それぞれの貯蔵量を表2に示すそれぞれの制限量で除し、その商の和を1以下にしなければならないとされています。